

新県立体育館整備・運営事業
事業契約の内容について

令和7年5月

秋田県

秋田県は、新県立体育館整備・運営事業について事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該事業契約の内容を公表する。

令和 7 年 5 月 16 日

秋田県知事 鈴木 健太

1 公共施設等の名称及び立地

- (1) 名称：秋田県立体育館
- (2) 立地：秋田市八橋運動公園 1 番 12 号外

2 選定事業者の商号又は名称

秋田市旭北錦町 39 番 1 号
秋田アリーナ P F I パートナース株式会社
代表取締役 高橋 康

3 契約期間

令和 7 年 5 月 14 日から令和 26 年 3 月 31 日まで

4 契約金額

32, 523, 023, 412 円（税込）

5 公共施設等の整備等の内容

- (1) 統括管理業務
- (2) 設計業務
- (3) 建設業務
- (4) 開業準備業務
- (5) 維持管理・運営業務

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第 9 章 契約期間及び契約の終了並びに指定管理者の指定の取消し
第 2 節 事業者の債務不履行等による契約解除及び指定管理者の指定の取消し等
第 76 条 （全部引渡し前の事業者の債務不履行等による契約解除）
1 本事業契約締結日以後、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了するまでの間において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。
（1）事業者が本件事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
（2）事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
（3）本件引渡日の経過後、相当の期間内に関連する本件施設に係る本件工事を完

成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。

- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が、引渡し済の本件施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて 60 日以上にわたり、業務要求水準書等、維持管理業務基本業務計画書及び維持管理業務年度業務計画書並びに運営業務基本業務計画書及び運営業務年度業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (6) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (7) 業務報告書又は別紙 11 に基づき事業者が実施した改善措置に関する県への報告内容に重大な虚偽があったとき。なお、かかる理由に基づく本事業契約の解除は第 73 条第 3 項に基づく県による事業者に対する金銭返還請求を妨げない。
- (8) 事業者、構成員、協力企業若しくは出資者又は構成員、協力企業若しくは出資者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）が、本事業契約に関して、独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (9) 事業者等が、本事業契約に関して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (10) 事業者等が、前 2 号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (11) 事業者、構成員、協力企業若しくは出資者又はそのいずれかの代表者、役員若しくは使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条に規定する刑が確定したとき。
- (12) 第 78 条第 1 項に定める解除事由が発生したとき。
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保

証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると県が認めたとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙 11 に従う。

- 2 全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了する前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、県に対して、施設整備費に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%（但し、前項第 8 号乃至第 11 号のいずれかに該当する場合は、20%）に相当する金額を違約金として支払う。但し、県が第 90 条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。また、県は、引渡し前の本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と当該違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、県は、相殺後の残額を、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は解除前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。
- 3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は引渡し前の本件施設の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と当該損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 4 第 2 項の場合において、県が引渡し前の本件施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で県に引き渡さなければならない。
- 5 いずれかの本件施設の引渡し後に第 1 項に基づく解除が行われ、当該解除時点で当該本件施設について本指定が行われている場合、県は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条に定める手続を行った上で、当該本指定を取り消すことができる。
- 6 県は、前項による本指定の取消し後も、引渡し済の本件施設（本件備品等を除く。）の所有権を保持する。なお、第 31 条第 2 項に従い県に所有権が移転されていた本件備品等については、県が、前項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 86 条の規定に従い、県に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 7 第 1 項により本事業契約が解除された場合、県は、引渡し済の本件施設に係る施設整備費の残額並びに事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び統括管理業務を履行した期間に相当する分の開業準備費、維持管理・運営費、修繕費及び光

熱水費の残額を支払う。但し、施設整備費については、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は解除前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払うものとする。

第 77 条 （全部引渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し）

- 1 全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了した時点以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、県は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、県は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本件施設に係る本指定を取り消すことができる。
 - (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が本件施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間に於いて 60 日以上にわたり、業務要求水準書等、維持管理業務基本業務計画書及び維持管理業務年度業務計画書並びに運營業務基本業務計画書及び運營業務年度業務計画書に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
 - (3) 事業に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (4) 業務報告書又は別紙 11 に基づき事業者が実施した改善措置に関する県への報告内容に重大な虚偽があったとき。なお、かかる理由に基づく本指定の取消及び維持管理・運營業務の終了は第 73 条第 3 項に基づく県による事業者に対する金銭返還請求を妨げない。
 - (5) 事業者等が、本事業契約に関して、独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (6) 事業者等が、本事業契約に関して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (7) 事業者等が、前 2 号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

- (8) 事業者、構成員、協力企業若しくは出資者又はそのいずれかの代表者、役員若しくは使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第 4 条に規定する刑が確定したとき。
- (9) 次条第 1 項に定める解除事由が発生したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき、又は事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると県が認めたとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙 11 に従う。
- 2 県は、前項による本指定の取消し後も、引渡し済の本件施設（本件備品等を除く。）の所有権を保持する。なお、第 31 条第 2 項に従い県に所有権が移転されていた本件備品等については、県が、前項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達していた本件備品等については、事業者は、第 86 条の規定に従い、県に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 3 全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了した後に第 1 項により本指定が取り消された場合、事業者は、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%（但し、第 1 項第 5 号乃至第 8 号のいずれかに該当する場合は、20%）に相当する違約金を県に支払わなければならない。但し、県が第 90 条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。なお、この場合のサービス購入料の取扱いについては、下記のとおりとする。
- (1) 県は、サービス購入料のうち施設整備費の残額を、県の選択により、本指定の取消し前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は本指定の取消し前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。
- (2) 県は本指定が取り消された日までに事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び統括管理業務を履行した期間に相当する分のこれらの業務の対価に相当する開業準備費、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の残額を支払う。
- 4 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は前項に基づくサービス購入料の残額と当該損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

第 78 条 （暴力団排除のための解除措置等）

- 1 県は、事業者、構成員、協力企業若しくは出資者、それらの役員等（代表者若しくは役員又はそれらの者から本件事業に関する取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）又はそれらの経営に実質的に関与している者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、直ちに本事業契約を解除することができる。県は、本項の規定により本事業契約を解除したときは、事業者が被った損害を賠償することを要しないものとする。
 - (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 業務受託者又は調達先が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該業務受託者又は調達先と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 第 1 号乃至第 5 号のいずれかに該当する者を業務受託者又は調達先としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、県から当該業務受託者又は調達先との契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- 2 政府調達に関する苦情の処理手続（平成 31 年 1 月 29 日秋田県総務部長決定）に基づき本事業契約に関して苦情申立てがなされ、秋田県政府調達苦情検討委員会からの要請又は提案がなされた場合、県は、入札説明書の定めに従い、本事業契約を解除することができる。この場合、以下の各号の定めに従い、本事業契約の規定を準用する。
 - (1) 当該苦情申立てが、事業者の責めに帰すべき事由により発生し、かつ、当該解除が、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡し完了するまでの期間中に行われた場合：第 76 条第 2 項乃至第 7 項
 - (2) 当該苦情申立てが、事業者の責めに帰すべき事由により発生し、かつ、当該解除が、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡し完了した時点以降に行われた場合：前条第 2 項乃至第 4 項
 - (3) 当該苦情申立てが、県の責めに帰すべき事由により発生し、かつ、当該解除が、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡し完了するまでの期間中に行われた場合：次条第 1 項第 2 文、第 2 項及び第 3

項

- (4) 当該苦情申立てが、県の責めに帰すべき事由により発生し、かつ、当該解除が、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡し完了した時点以降に行われた場合：第 80 条第 1 項第 2 文及び第 3 文並びに第 2 項

第 3 節 県の債務不履行による契約解除及び指定管理者の指定の取消し

第 79 条 （全部引渡し前の県の債務不履行による契約解除）

- 1 本事業契約締結日以後、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡し完了するまでの間において、県が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、県が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。但し、県は、引渡しが未了の本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、県は、当該出来形部分に相応する代金を、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は解除前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。
- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。
- 3 いずれかの本件施設の引渡し後に第 1 項に基づく解除が行われ、当該解除時点で当該本件施設について本指定が行われている場合、事業者は、県に対して当該本指定の取消しを求めることができ、県はかかる取消しの求めに応じて、本指定を取消す。この場合、次条第 1 項第 2 文以下及び第 2 項を準用する。

第 80 条 （全部引渡し後の県の債務不履行による指定管理者の指定の取消し）

- 1 全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡し完了した時点以降において、県が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、県が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は県に対して本指定の取消しを求めることができ、県はかかる取消しの求めに応じて、本指定を取消す。但し、この場合、引渡し済みの本件施設の所有権は、県に留保される。なお、第 31 条第 2 項に従い県に所有権が移転されていた本件備品等については、県が、本項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 86 条の規定に従い、県に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に基づき本指定が取り消された場合、県は、事業者に対し、当該本指定の取り消しにより事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。この場合におけるサービス購入料の取扱いについては下記のとおりとする。

- (1) 県は、サービス購入料のうち引渡し済の本件施設に関連する施設整備費の残額を、県の選択により、本指定の取消し前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は本指定の取消し前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。
- (2) 県は、本指定が取り消された日までに事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び統括管理業務を履行した期間に相当する分の開業準備費、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の残額を支払う。

第4節 法令変更による契約解除及び指定管理者の指定の取消し

第81条 （法令変更による契約の解除）

- 1 本事業契約締結日以後、全ての本件施設について事業者から県に対する第39条に基づく引渡しが完了するまでの間において、第91条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。また、本事業契約締結日以後、全ての本件施設について事業者から県に対する第39条に基づく引渡しが完了するまでの間において、第91条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は県に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、県はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、県は、引渡し未了の本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、県は、当該出来形部分に相応する代金を、県の選択により解除前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は解除前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。
- 2 いずれかの本件施設の引渡し後に第1項に基づく解除が行われ、当該解除時点で当該本件施設について本指定が行われている場合、県は、行政手続法第13条に定める手続を行った上で、当該本指定を取り消すことができる。また、いずれかの本件施設の引渡し後に第1項に基づく解除が行われ、当該解除時点で当該本件施設について本指定が行われている場合、事業者は、県に対して当該本指定の取消しを求めることができ、県はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて当該本指定を取消す。この場合、次条第1項第3文以下、第2項及び第3項を準用する。

第82条 （法令変更による指定管理者の指定の取消し）

- 1 全ての本件施設について事業者から県に対する第39条に基づく引渡しが完了した

時点以降において、第 91 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。また、全ての本件施設について事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了した時点以降において、第 91 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は県に対して本指定の取消しを求めることができ、県はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。これらの場合、引渡し済の本件施設の所有権は県に帰属し、県は、サービス購入料のうち関連する施設整備費の残額を、県の選択により、本指定の取消し前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は本指定の取消し前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。

- 2 前項に基づき本指定が取消された場合、第 31 条第 2 項に従い県に所有権が移転されていた本件備品等については、県が、前項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 86 条の規定に従い、県に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。
- 3 第 1 項に基づき県が本指定を取消した場合において、県は、事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び統括管理業務を履行した期間に相当する分の開業準備費、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の残額を支払う。さらに、県は、事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務又は統括管理業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については県及び事業者が協議により決する。

第 5 節 不可抗力による契約解除及び指定管理者の指定の取消し

第 83 条 （不可抗力による本件施設全部引渡し前の契約解除）

- 1 本事業契約締結日以後、全ての本件施設の事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了するまでの間において、第 93 条第 2 項の協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。また、本事業契約締結日以後、全ての本件施設の事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了するまでの間において、第 93 条第 2 項の協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事

業者は県に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、県はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、県は、引渡し未了の本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができる。この場合、県は、当該出来形部分に相応する代金を、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は解除前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。

- 2 いずれかの本件施設の引渡し後に前項に基づく解除が行われ、当該解除時点で当該本件施設について本指定が行われている場合、県は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、当該本指定を取り消すことができる。また、いずれかの本件施設の引渡し後に同項に基づく解除が行われ、当該解除時点で当該本件施設について本指定が行われている場合、事業者は、県に対して当該本指定の取消しを求めることができ、県はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて当該本指定を取消す。この場合、次条第 1 項第 3 文以下、第 2 項及び第 3 項を準用する。

第 84 条（不可抗力による本件施設全部引渡し後の指定管理者の指定の取消し）

- 1 全ての本件施設の事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了した時点以降において、第 93 条第 2 項の協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。また、全ての本件施設の事業者から県に対する第 39 条に基づく引渡しが完了した時点以降において、第 93 条第 2 項の協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、本件事業の継続が困難であると客観的に認められる場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると客観的に認められる場合、事業者は県に対して本指定の取消しを求めることができ、県はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。これらの場合、引渡し済の本件施設の所有権は県に帰属し、県は、サービス購入料のうち関連する施設整備費の残額を、県の選択により、本指定の取消し前の支払スケジュールに従って支払うか、一括払いにより支払うか、又は本指定の取消し前の支払スケジュールを超えない範囲で県が選択する分割支払スケジュールによって支払う。
- 2 前項に基づき本指定が取消された場合、第 31 条第 2 項に従い県に所有権が移転されていた本件備品等については、県が、前項による本指定の取消し後も、その所有権を保持し、事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 86 条の規定に従い、県に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。

- 3 第1項に基づき県が指定を取消した場合において、県は、事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び統括管理業務を履行した期間に相当する分の開業準備費、維持管理・運営費、修繕費及び光熱水費の残額を支払う。さらに、県は、事業者が開業準備業務、維持管理業務、運営業務又は統括管理業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については県及び事業者が協議により決する。

第6節 指定管理者の指定の取消しに伴う本事業契約の終了

第85条 (指定管理者の指定の取消しに伴う本事業契約の終了)

県が本条例又は本事業契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本事業契約は、他に特段の手続を要せず、当該取消しの効力が生ずると同時に終了する。

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第9章 契約期間及び契約の終了並びに指定管理者の指定の取消

第1節 契約期間

第75条 (契約期間)

- 1 本事業契約は、本事業契約締結日から効力を生じ、令和26年3月31日をもって終了する。
- 2 事業者は、前項の契約期間中、業務要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態を保持する義務を負う。
- 3 事業者は、契約終了にあたっては、県に対して、業務要求水準書等記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設を県が継続使用できるよう本件施設の維持管理・運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、業務要求水準書等に従い、引継ぎを行うものとする。
- 4 事業者は、契約期間満了の1年前から180日前の間に、建築物、建設設備、備品等の状態について検査を行い、契約期間終了時において業務要求水準書等に定められた要求水準が満たされるかについて県の確認を受ける（なお、県によるかかる確認を受けたことにより、本条の事業者の責任は何ら免除又は軽減されない。）。本件施設及び本件施設内の設備の状態が業務要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、県は事業者에게これを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。事業者がかかる修繕を行わなかった場合、又は事業者の行った修繕では業務要求水準書等に定められた要求水準を満たさない場合、県は、サービス購入料の支払を留保することができ、かつ、事業者は、県の請求により、業務要求水準書等に定められた要求水準を満たすために必要な修繕費用を県に支払う。

- 5 事業者は、契約期間満了の 180 日前までに、契約期間満了後の本件施設及び本件施設内の設備の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを県に報告する。

第 7 節 本事業契約終了に際しての処置

第 86 条 （本事業契約終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本件土地又は本件施設内に事業者又は事業者から本件事業に係る業務の全部若しくは一部の委託を受けた者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物、機器類、備品その他の物件（本件備品等を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。
- 3 前 2 項にかかわらず、事業者は、リース方式により調達した本件備品等については、維持管理・運営期間の満了又は本指定の取消し後直ちに、当該本件備品等の所有権その他の権利を県又は県の指定する者に無償で移転し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 前 3 項にかかわらず、事業者は、自主事業に係る機器類、什器備品その他の物件で、事業者が所有し又はリースにより調達したものについては、県はその裁量により、当該物件の全部又は一部を県と事業者が合意する価格で買い取ることができる。県が当該物件を買い取るときは、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を県に移転しなければならない。
- 5 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、県に対し、本件施設を維持管理、運営するために必要な全ての資料を引き渡さなければならない。

第 87 条 （終了手続の負担）

事業関係終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。